様式3

育児休業等取扱通知書

令和　　年　　月　　日

部 課

　殿

国立大学法人島根大学長

あなたが令和　　年　　月　　日に行った育児休業等の〔申出・期間変更の申出・申出の撤回〕について，その取り扱いを下記のとおり通知します。

記

|  |
| --- |
| 1 休業の期間等 |
| ※申出のケースにより以下の例により記載する。  ・　適正な申出が行われていましたので，申出どおり令和　　　年　　　月　　　日から令和　　年　　月　　日まで休業してください。  ・　申し出た期日が遅かったので，休業を開始する日を令和　　年　　月　　日にし，令和　　年　　月　　日まで休業してください。   * あなたが令和　　年　　月　　日にした休業申出は撤回されました。   ・　あなたは国立大学法人島根大学職員の育児休業等に関する規程第○条第○項第○号の規定により育児休業の対象者ではないので育児休業をすることはできません。 |
| 2 休業期間中の給与等の取り扱い |
| (1)　休業期間中は給与を支給しません。ただし，令和　　年　　月分の期末手当及び勤勉手当は，算定期間中に勤務した日がありますので「国立大学法人島根大学職員給与規程」に基づき基準額から減額された額を支給します。（期末・勤勉手当の支給がある場合）  (2)　休業期間中の共済掛金は，組合員負担分を大学担当部署からの請求書に基づき各月ごとに期日までに大学に支払わなければなりません。ただし，育児休業掛金免除申出書を提出することにより免除される場合がありますので，所属部署の担当者又は総務部人事労務課共済組合係に問い合わせてください。  (3）　住民税は，特別徴収（給与からの控除）から普通徴収に切り替えますので，市区町村から直接届く納税通知書により納付してください。  (4)　宿舎に入居している場合は，宿舎使用料に係る請求書が担当部署より送付されますので，指定された期日までに納付してください。  (5)　給与から控除される財形貯蓄，共済貯金等の休業中の取り扱い及び手続きについてはそれぞれの担当部署に問い合わせてください。 |
| 3 休業期間終了後の労働条件等（規則の改正等により変更になる場合があります。） |
| (1)　休業期間終了後のあなたの俸給は，　　　　職　　級　　号俸　　　　　　　　円です。  (2)　※休業期間等により以下の例により記載する。  ・ 令和　　年　　月期分の期末・勤勉手当は，算定期間中に勤務した日がありませんので支給しません。  ・ 令和　　年　　月期分の期末・勤勉手当は，算定期間中に勤務した日がありますので「国立大学法人島根大学職員給与規程」に基づき基準額から減額された額を支給します。  ・ 令和　　年　　月期分の期末・勤勉手当からは通常どおり支給します。  (3)　退職手当の算定については，休業により全く勤務した日のなかった月のうち，育児休業に係る子が満1歳に達する日の属する月までは3分の1，その翌月以降は2分の1の月数を勤続期間から除算します。  　注：この欄は常勤職員の場合の作成例 |
| 4 その他 |
| お子さんを養育しなくなる等あなたの育児休業に重大な変更をもたらす事由が発生したときは，なるべくその日に所属部署の担当者又は総務部人事労務課へ連絡してください。この場合の育児休業終了後の出勤日については，大学とあなたで協議のうえ決定します。 |